

相続実務ノート NO.8

(2007年1月16日)

「法定単純承認になるか」

株式会社 三商

小平市花小金井南町1-14-24

Tel 042-467-2155 Fax042-467-2157

メール sansyo@trust.ocn.ne.jp

URL <http://www.souzokusoudan.net>

【質問】

「父の死亡後、父の預金を解約したお金で葬式を行い支払も済ませました。葬儀の後、消費者金融会社が父の借金を払うよう請求してきました。父の預金を使って葬儀を行ったことで、相続放棄はできなくなるのでしょうか。」

相続人を救済するための制度である相続放棄や限定承認を選択する際に、2つの壁がある。1つは「3ヶ月」の期間の壁であり (NO.7 をご覧ください)、もう1つが「法定単純承認」の壁である。

民法は、一定の事由が生じた場合に法律上当然に相続を承認したとみなす規定を置いている (921条)。その代表例が、相続財産の全部又は一部を「処分」したときである (1号)。なぜならば、相続人は亡くなった被相続人の財産が自己の財産となってはじめてこれを処分する権利を得るのだから、処分があれば相続人が黙示的に単純承認したと推定できるからである。また、処分を信頼した第三者の保護を図る必要もある。

「処分」とは、財産の現状、性質を変える行為をいう。例えば、遺産を売却するという法律行為や物を壊すなどの事実行為を含む。他に、被相続人が持っていた権利の行使や相続財産による債務の弁済も処分行為となる。

「預金の解約」は、相続人でなければできない行為である。そのため、法定単純承認に該当しそうである。しかし、被相続人の葬儀費用を相続財産の中から支払ったとしても、身分相応の、当然に営まれるべき程度の葬儀を行った費用であれば、単純承認に当たらない (東京控判昭和 11.9.21)。葬儀は、道義上必然の行為であり、債務承認の意思の明確な表明とはいえないからである。従って、消費者金融会社から請求があっても、相続放棄の申述は可能である。

注意すべきは、相続の際ついうっかり「処分行為」に該当する行為をやってしまうことである。例えば、すぐに財産分けをしたり、財産の一部を処分して当座の資金を工面したりすることがある。これにより、もはや放棄はできなくなる。相続が発生し借金がありそうなときは、うかつに相続財産に手をつけないことが大切である。借金を伴う相続の相談を受けたとき、まず「相続財産に手をつけないで下さいね」のアドバイスが重要になる。

(文責：内藤 雄)